

福島市老人センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

福島市長

木 幡 浩

福島市規則第 18 号

福島市老人センター条例施行規則の一部を改正する規則

福島市老人センター条例施行規則（平成18年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は福島市敬老センター使用申請書（様式第2号）」を削る。

第3条第1項中「又は福島市敬老センター使用許可書（様式第4号）」を削る。

第7条第2号中「整とん」を「整頓」に改め、同条第5号を削り、同条第6号中「（福島市敬老センターに限る。）」を削り、同号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とする。

第11条中「から様式第4号まで」を「、様式第3号」に改める。

様式第2号及び様式第4号を次のように改める。

様式第2号 削除

様式第4号 削除

附 則

この規則は、令和7年1月11日から施行する。